		役員の他企業役員との兼務状況	
営業所の名称及び所在地	別表のとおり	登録を受けようとする登録部門及び技術管理者の氏名	別表のとおり
※登録番号	—	※登録年月日	平成　　年　　月　　日

電話番号	（　　）　　番
ＦＡＸ番号	
取扱い責任者 所属氏名	

記載要領

1　※印のある欄は、記載しないこと。

2　「新規の登録・登録の更新」の欄は、不要のものを消すこと。

3　「資本金額」の欄は、法人である場合に記載すること。

4　「役員の氏名及び役職名」の欄は、個人の場合は、本人及び支配人について記載すること。

5　「役員の他企業役員との兼務状況」の欄は、当該役員が他企業の役員を兼務している場合に、その企業名及び役職名を記載すること。

様式第四号記載要領６中「一級建築士等」を「一級建築士、一級土木施工管理技士、ＲＣＣＭ等」に改める。

様式第五号別表記載要領３の次に次のように加える。

4　同時期に２以上の業務を担当した場合は、従事した期間が重複することのないよう留意して記載すること。

様式第六号を次のように改める。

様式第６号（第４条関係、第８条関係）

（用紙Ａ４）

誓　　約　　書

申請者並びに申請者の役員、支配人及び法定代理人が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成　　年　　月　　日

申請者　　印

殿

記

1　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

2　建設コンサルタント登録規程（以下「規程」という。）第13条第１項第４号、第８号、第10号又は第11号に該当することにより登録を消除され、その消除の日から２年を経過しない者

3　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

4　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）の規定（同法第32条の２第７項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の３、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

5　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

6　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

7　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記１から６までのいずれかに該当するもの

8　法人でその役員のうちに上記１から６までのいずれかに該当する者（上記２に該当する者については、その者が規程第13条第１項の規定により登録を消除される以前から当該法人の役員であった者を除く。）のあるもの

9　個人でその支配人のうちに上記１から６までのいずれかに該当する者（上記２に該当する者については、その者が規程第13条第１項の規定により登録を消除される以前から当該個人の支配人であった者を除く。）のあるもの

10　暴力団員等がその事業活動を支配する者

様式第七号を次のように改める。

様式第７号（第４条、第８条関係）　（用紙Ａ４）

登録申請者（法人の役員／本人／支配人／法定代理人）の略歴書

氏名		役職名	
職歴	期間	従事した職務内容	
	自　年　月　日 至　年　月　日		
	自　年　月　日 至　年　月　日		
	自　年　月　日 至　年　月　日		
	自　年　月　日 至　年　月　日		
	自　年　月　日 至　年　月　日		
	自　年　月　日 至　年　月　日		
	自　年　月　日 至　年　月　日		
	自　年　月　日 至　年　月　日		